

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第 2 号）（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行により、生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務が準法定事務として定められたことに伴い、当該事務に関する規定を整備することとしました。

この条例は、令和8年6月15日から施行することとしました。

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 2 号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中イを削り、ウをイとし、エからスまでをウからシまでとし、同条第2項本文中「下欄」の右に「に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）」を加える。

別表1法別表23の項及び95の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項中「別表23の項」の右に「に規定する事務（外国人生活保護事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令本則の表1の項の下欄に掲げる事務をいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、「95の項並びに第3条第1項第1号イ」を「法別表95の項」に改め、同表2第3条第1項第2号に規定する事務の項中「第3条第1項第1号イに規定するもの」を「外国人生活保護事務の実施」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月15日から施行する。

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)